

訪問看護ステーション「せせらぎ」重要事項説明書

利用者 様（以下「甲」という。）に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 湘風会
主たる事務所の所在地	神奈川県中郡大磯町大磯1188番地
法人種別	医療法人社団
代表者名	藤田 幸子
設立年月日	平成12年5月15日
電話番号	0463-60-2325
ファクシミリ番号	0463-60-2328
実施しているその他の事業	看護小規模多機能型居宅介護施設

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション せせらぎ
事業所の指定番号	宇都宮市 第0960190460号
所在地	宇都宮市中岡本町2389番地1
電話番号	028-678-2350
ファクシミリ番号	028-678-2733
開設年月日	平成30年10月1日
管理者の氏名	小野 なおみ
サービス提供地域	宇都宮市、さくら市、高根沢町

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、医療保険法、その他関係条例及びこの契約の定めに基づき、関係する市町や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の健康状態の悪化の防止のため、適切なサービスの提供をします。

4. ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
保健師	人	
看護師	3 人	常勤 2名、非常勤 1名
准看護師	2 人	常勤 1名、非常勤 1名

5. 営業時間

営業日及びサービス提供時間	月火水木金（土・日・祝日・年末年始 12/29～1/3 は休み） ただし、病状によってはこの限りではありません。
営業時間	8時30分から17時30分
サービス提供時間	9時から17時（病状により24時間対応）

6. 提供するサービス内容

- ①血圧などの測定 ②入浴などの清潔ケア ③衣生活のケア
- ④食事のケアや栄養管理の指導 ⑤排泄のケアや指導 ⑥睡眠のケアや指導
- ⑦環境整備や指導 ⑧リハビリテーション ⑨疾病や服薬の管理や指導
- ⑩医療処置や介護相談 ⑪他機関との連絡調整 ⑫主治医への報告調整
- ⑬その他

7. サービス開始の方法

訪問看護サービスを受ける際には、介護支援専門員等にご相談ください。

訪問看護を受けるためには、主治医からの訪問看護指示書が必要となります。なお、訪問看護指示書は医療費扱いとなりますのでご了承ください。

8. 個人情報の保護について

当事業所は個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会責務と考えます。また、訪問看護計画の作成や事業所との連絡等、必要最小限の範囲で個人情報を使用する場合には、利用目的を説明の上、利用者、利用者家族からの同意を受けて使用させていただきます。

9. 緊急時における対応

看護職員等は事業実施中に利用者の病状が急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡を行い、指示を求める等の適切な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医、介護支援専門員へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 守秘義務及び個人情報の保護

職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導・教育を適時行う。また、入職時において、職員より誓約書の内容を確約させます。

1 2. 訪問看護の質の向上の為の研修

就業時研修及び定期的に研修を実施します。

1 3. 訪問看護師等について

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。ご相談の上、職員が変更となる場合がございます。

1 4. サービス提供の記録

(1) 事業所は、利用者宅で支援したことを訪問看護記録等の書面に記載し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

(2) 利用者又は利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む。）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

1 5. 利用料

(1) 介護保険の適用を受けるサービス（介護保険負担割合証の記載の通り）

(2) 医療保険の適用を受けるサービス（医療保険証の記載の通り）

(3) 介護保険、医療保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）

(4) その他の費用（全額自己負担）

(5) キャンセル料

利用者が、サービス利用日の前日までに中止を申し入れなかった場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。ただし、病状の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

(6) 支払い方法等

事業者は、利用者に対し、当月分の利用料の請求書を翌月15日までに送付します。請求書には、利用者が利用した各種サービスにつき、利用回数、単価、介護保険、医療保険適用の有無などの明細を記載します。利用者は、事業者に対し、当月分の利用料を翌月末日までに、事業者の指定する方法で支払います。利用料は下記の方法でお支払いください。

(A) 銀行口座自動引き落とし

事前に所定用紙（口座振替依頼書）にご記入のうえ提出いただきます。

毎翌月 27 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に口座引き落としとなります。

(B) 銀行振り込み

口座引き落としができない場合は、銀行振り込みでお願いすることもあります。

銀行口座 足利銀行 宇都宮中央支店

普通預金 No. 5098880

口座名義 医療法人社団 湘風会

看護小規模多機能型居宅介護施設 きぬの流れ

16. 衛生管理

看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。看護職員に対しては毎年1年以内ごとに1回の定期健康診断を実施するものとします。

17. 苦情申立窓口

甲又は甲の家族は、提供された訪問看護サービスに不満がある場合、いつでも、苦情受付機関に苦情を申し立てることができます。なお当事業所の苦情申立窓口は下記のとおりです。

名称：訪問看護ステーション せせらぎ

管理者 小野 なおみ

受付時間 8：30～17：30

電話 028-678-2332 FAX 028-678-2733

公的機関苦情受付

宇都宮市 保健福祉部 高齢福祉課

受付時間 8：30～19：00

電話 028-632-8989

栃木県国民健康保険団体連合会

受付時間 9：00～17：00

電話 028-643-2220

さくら市 保健福祉部 高齢課

受付時間 8：30～17：15

電話 028-681-1155

高根沢町 健康福祉課

受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

電話 0 2 8 - 6 7 5 - 8 1 0 5

18. 損害賠償

(1) 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、事業者が故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

(2) 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入しています。

(3) 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

当事業者は、ご利用者様（甲）に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、ご利用者様本人及びご家族様に対して、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明し、文書の交付を行いました。

令和 年 月 日

居宅サービス事業所

所在地 栃木県宇都宮市中岡本町2389番地1

名称 訪問看護ステーション せせらぎ

説明者 氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、事業所からサービス内容及び重要事項の説明を受け同意し、文書の交付を受けました。

利用者 住所
氏名 印
生年月日 T・S・H 年 月 日

ご家族 住所
氏名 印
続柄 ()